

監 査 報 告 書

公益財団法人奈良市生涯学習財団定款第9条の規定に基づき、平成24年度事業報告、貸借対照表、収支計算書、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の内容について監査した結果、適正に処理されていたものと認めます。

平成25年5月15日

公益財団法人奈良市生涯学習財団
理事長 津山恭之 様

監事

中村敏彦



監事

青木幸子



1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査において、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて会計書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事会など会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書の内容は真実であること認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。